

医療機関等 施設長 様
高齢者福祉施設 施設長 様
指定居宅介護支援事業所 管理者 様

村上市長 高橋 邦芳

新型コロナウイルス感染症に係る要介護（要支援）認定の臨時的な取扱いについて

日頃、本市介護保険行政の推進につきまして御理解、御協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。
また、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策に御尽力いただいておりますことに敬意と感謝を申し上げます。

さて、これまでも介護認定調査の実施にあたっては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に努められている中、御協力をいただいているところではありますが、引き続き、感染防止対策が必要となっていることから、本市といたしまして「新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の取扱いについて」（令和2年4月27日厚生労働省老健局老人保健課事務連絡）に基づき、今後、下記のとおり有効期間の延長等の取扱いを実施いたします。

記

【臨時的な取扱いの内容】

1 対象者

本市の介護保険被保険者で、次の要件すべてを満たす者

- (1) 被保険者本人が入所又は入院している介護保険施設や医療機関等において、「新型コロナウイルス感染症防止対策による面会禁止等措置実施申出書」の提出があり、入所者等との面会禁止などの措置がとられ、当該被保険者への認定調査ができない状況であること。又は、すべての被保険者について、新型コロナウイルス感染症への感染拡大防止を図る観点から面会が困難な場合であること。
- (2) 要介護（要支援）認定申請の申請種別が、更新申請であること。
- (3) 別紙「同意書（新型コロナウイルス感染症に係る要介護（要支援）認定の臨時的な取扱いについて）」の提出があること。

2 延長する有効期間

すべての該当被保険者に対して、更新前の有効期間に新たに12ヶ月を合算するものとします。

3 臨時的取扱い実施の判断

認定にあたっては調査実施のうえ介護認定審査会での審議を前提といたしますので、委託調査の可否や日程の再調整を行わせていただきます。

そのうえで訪問調査の実施が困難な場合には、当該被保険者の現認定による有効期間満了日の30日前をもって臨時的取扱いを実施いたします。

【新規申請・変更申請（区分変更）の取扱い】

施設入所中や医療機関等に入院中の方については、面会解除や訪問調査が可能となる時まで日程を再調整します。

また、在宅等で感染リスクを避けることを理由に被保険者やご家族等から訪問調査が懸念された場合は、認定調査等が利用者の状態に応じた必要な介護保険サービスを受けるために必要なものであることを十分に説明したうえで、なお懸念を示される場合には、認定が遅れる旨を説明し、調査日程を訪問可能となる時まで再調整します。

【その他】

- (1) この取扱いを行う間も、要介護（要支援）認定の更新申請は通常どおりとしますので、「同意書（新型コロナウイルス感染症に係る要介護（要支援）認定の臨時的な取扱いについて）」、「被保険者証」をあわせて提出してください。
- (2) 臨時的な取扱いを行った被保険者で、有効期間の延長後、状態の変化により要介護度を変更したサービス利用が必要な場合には、変更申請（区分変更）を行ってください。
- (3) いずれの申請種別の場合も、申請から認定まで30日を超える場合には、介護保険法第27条第11項ただし書きによる「特別な理由」に該当するものとして取扱うものとします。

<面会禁止等がされている介護保険施設・医療機関等及び訪問調査を懸念等されている在宅等の取扱い>

	介護保険施設入所中 (グループホーム等含む)	医療機関等入院中	在宅
更新	①委託調査実施の可否 ②調査日程再調整 ③【臨時的取扱い】 ※従前要介護度に有効期間の延長を実施	①調査日程再調整 ②【臨時的取扱い】 ※従前要介護度に有効期間の延長を実施	①調査日程再調整 ②【臨時的取扱い】 ※従前要介護度に有効期間の延長を実施
新規	—	①【調査保留】 ※面会解除や訪問調査が可能となった時点で実施	①【調査保留】 ※訪問が可能となる日程を再調整
区分変更	①【調査保留】 ※面会解除や訪問調査が可能となった時点で実施	①【調査保留】 ※面会解除や訪問調査が可能となった時点で実施	①【調査保留】 ※訪問が可能となる日程を再調整

担 当

村上市役所 介護高齢課 介護保険室
〒958-8501 新潟県村上市三之町1番1号
電話 0254-53-2111 内線3410 F A X 0254-53-3840
E-Mail kaigo@city.murakami.lg.jp